

勘案事項整理票

1.基本事項

児童氏名

八街 花子

平成29年4月1日

7歳

保護者氏名

八街 太郎

平成4年4月1日

34歳

障害の種類
程度

身体障害者手帳（有・無）

令和4年4月1日交付（1級）

障害名：移動機能障害・呼吸機能障害

療育手帳（有・無）

令和4年5月1日交付（Bの1）

精神保健福祉手帳（有・無）

年 月 日交付（ 級）

難病受給者証（有・無）

難病名： ○○症候群

2.心身の状況

（1）障がいの状況についての特記事項

自分では排せつすることができず、紙おむつを着用。食事は胃ろう、移動は常時車いす。定期的なたん吸引を要する。保護者とのコミュニケーションは発語よりも身振りで行う。

（2）医療機関受診の状況

〔通院〕・入院（入院期間： ）・定期受診していない

病名

○○症候群、□□障害

病院名

△△病院

通院の頻度

月に1回

病状・服薬の状況等（服薬名と頻度を記入）

○○薬を食後に□□個服薬。てんかん発作時に座薬を使用。

3.日常生活の状況

（1）通学や日中活動の状況について（通学的手段や学習の状況）

どのように通学していますか（徒歩・自転車・送迎（バス・自家用車）・その他）

保護者が毎日送迎している。学校内でも車いすを利用している。

日中の様子はいかがですか。（学校では支援級に在籍し、○○のみ通常級でうけている、等）

支援級在籍の場合⇒ △△ 学校（学級名） 級

基本的には支援級で○○を学んでいるが、△△の授業時は通常級で勉強している。

（2）その他 日常生活の状況についての特記事項

一時引きこもりがちであったが、友だちが増えて徐々に学校に行くようになった。発語が出るようになった。

4.住宅状況と地域環境

（1）居住状況

〔一軒家〕・アパート・その他（ ）

〔2〕階建ての〔1〕階に本人の部屋がある

（2）最寄り駅からの距離

〔八街駅〕 ・ 榎戸駅 から 徒歩・車・バス で 20分程度

（3）その他特記事項

大通りから外れた分譲住宅地。徒歩圏内に祖父母が住んでいる。自室があるが、主にリビングでみんなと生活している。

5.障害福祉サービスの利用状況（利用していない場合は不要）

・居宅介護（身体介護 時間／月）

・短期入所（利用日数 3 日／月）

・その他（サービス名、利用日（時間）数／月等を記入）

成長に伴い入浴が難しくなってきたので、訪問入浴や介護ベッドの導入を検討している。

6.家族、親族、介護を行う者の状況

主な介護者に○をつける

氏名

続柄

生年月日

職業

健康状態

備考
※別居親族の場合は

八街 太郎

父

平成4年4月1日

会社員

良好

単身赴任中

○

八街 夏子

母

平成3年1月1日

主婦

良好

八街 次郎

兄

平成25年4月1日

小学生

良好

千葉 一郎

祖父

昭和34年1月1日

農業

良好

徒歩圏内に居住。

○

千葉 みどり

祖母

昭和37年2月1日

パート

持病あり

父の母。○曜日の送迎は母に代わって手伝っている。

7.具体的なサービス利用意向や家族の状況・監護の状況

現在、放課後等デイサービスを25日利用している。

主治医からは、発語がでてきているので、今後も放課後等デイサービスを利用するよう勧められたので、継続して利用したい。

8.勤務状況報告（児童発達支援・放課後等デイサービスのひと月の利用が23日を超えている場合は必須）

続柄

勤務地

休日（曜日）

出勤時間
（朝家を出て、帰宅する時間）

父

他県に単身赴任中。3ヶ月に1度帰ってくる。（○○県△△市）

不定休

8時～19時

母

祖父

自営業（八街市内）

不定休

7時～19時

祖母

パート（佐倉市）

火・木

9時～15時（不定期）

父が単身赴任しており、本人の介護は母が担っている。祖父母も休みが不定休であったり、持病で本人の面倒が見れない日があるので、放課後等デイサービスは基準（23日）を超えた利用をしたい。

9.職員確認欄

（記入不要）

領域		項目	判断項目					
個別サポート加算			0点		1点		2点	
1	健康・生活	(1) 食事	①一人で食べることができる	②見守りや声かけがあれば食べることができる	③一部支援が必要である（食材を小さく刻む、口へ運ぶ等）	④一人で食事することができず、常に支援が必要である		
		(2) 排せつ	①一人でトイレに移動して排せつすることができる	②見守りや声かけがあればトイレに移動して排せつすることができる	③拭き取りなどが不十分であるため、一部支援が必要である	④排泄の意思表示ができず、常に支援が必要である		
		(3) 入浴	①一人で入浴することができる	②見守りや声かけがあれば入浴することができる	③洗髪・洗体などが不十分であるため、一部支援が必要である	④入浴の意思表示ができず、常に支援が必要である		
		(4) 衣類の着脱	①一人で衣類の着脱ができる	②見守りや声かけがあれば衣類の着脱ができる	③衣類の着脱が不十分であるため、一部支援が必要である	④衣類の着脱の意思表示ができず、常に支援が必要である		
2	感覚・運動	(5) 感覚器官（聞こえ）	①一人で聴くことができる	②見守りや声かけがあれば聴くことができる	③聴覚の機能に支障があるため、一部支援が必要である	④聴覚の機能に支障があるため、常に支援が必要である		
		(6) 感覚器官（口腔機能）	①一人で口腔機能の発達を図ることができる	②見守りや声かけがあれば口腔機能の発達を図ることができる	③口腔機能の発達に支障があるため、一部支援が必要である	④口腔機能の発達に支障があるため、常に支援が必要である		
		(7) 姿勢の保持（座る）	①一人で姿勢の保持（座る）ができる	②見守りや声かけがあれば姿勢の保持（座る）ができる	③姿勢の保持（座る）に支障があるため、一部支援が必要である	④姿勢の保持（座る）に支障があるため、常に支援が必要である		
		(8) 運動の基本技能（目と足の協応）	①一人で運動の基本技能（目と足の協応）の発達を図ることができる	②見守りや声かけがあれば運動の基本技能（目と足の協応）の発達を図ることができる	③運動の基本技能（目と足の協応）の発達に支障があるため、一部支援が必要である	④運動の基本技能（目と足の協応）の発達に支障があるため、常に支援が必要である		
		(9) 運動の基本的技能（移動）	①一人で運動の基本的技能（移動）の発達を図ることができる	②見守りや声かけがあれば運動の基本的技能（移動）の発達を図ることができる	③運動の基本的技能（移動）の発達に支障があるため、一部支援が必要である	④運動の基本的技能（移動）の発達に支障があるため、常に支援が必要である		
3	認知・行動	(10) 危険回避行動	①一人で危険回避行動をとることができる	②見守りや声かけがあれば危険回避行動をとることができる	③危険回避行動に支障があるため、一部支援が必要である	④危険回避行動に支障があるため、常に支援が必要である		
		(11) 注意力	①一人で注意力を集中させることができる	②見守りや声かけがあれば注意力を集中させることができる	③注意力の集中に支障があるため、一部支援が必要である	④注意力の集中に支障があるため、常に支援が必要である		
		(12) 見通し（予測理解）	①一人で見通し（予測理解）の発達を図ることができる	②見守りや声かけがあれば見通し（予測理解）の発達を図ることができる	③見通し（予測理解）の発達に支障があるため、一部支援が必要である	④見通し（予測理解）の発達に支障があるため、常に支援が必要である		
		(13) 見通し（急な変化対応）	①一人で見通し（急な変化対応）の発達を図ることができる	②見守りや声かけがあれば見通し（急な変化対応）の発達を図ることができる	③見通し（急な変化対応）の発達に支障があるため、一部支援が必要である	④見通し（急な変化対応）の発達に支障があるため、常に支援が必要である		
		(14) その他（他害行為）	①一人で他害行為を抑制することができる	②見守りや声かけがあれば他害行為を抑制することができる	③他害行為の抑制に支障があるため、一部支援が必要である	④他害行為の抑制に支障があるため、常に支援が必要である		
		(15) 2項関係（人対人）	①一人で2項関係（人対人）の発達を図ることができる	②見守りや声かけがあれば2項関係（人対人）の発達を図ることができる	③2項関係（人対人）の発達に支障があるため、一部支援が必要である	④2項関係（人対人）の発達に支障があるため、常に支援が必要である		
4	言語・コミュニケーション	(16) 表出（意思の表出）	①一人で表出（意思の表出）の発達を図ることができる	②見守りや声かけがあれば表出（意思の表出）の発達を図ることができる	③表出（意思の表出）の発達に支障があるため、一部支援が必要である	④表出（意思の表出）の発達に支障があるため、常に支援が必要である		
		(17) 読み書き	①支援が不要	②一部支援が必要な場合がある（口頭での補足説明や筆記はできないがPC等代用手段を使用すれば読み書きができる）	③常に支援が必要（文字での理解ができない、学習障害の診断がある、等）			
5	人間関係・社会性	(18) 人との関わり（コミュニケーション（他者への関心興味））	①自分から働きかけたり、相手からの働きかけに反応する	②ごく限られた人であれば反応する	③自分から働きかけることはほとんどないが、相手からの働きかけには反応することもある	④過剰に反応する、または全く反応しない		
		(19) 遊びや活動（トラブル頻度）	①ほとんどないか、あっても自分たちで解決できる	②トラブルがあっても、大人の支援があれば解決できる	③支援があっても、解決できる場面とできない場面がある	④トラブルが頻繁に起き、解決することも難しい		
		(20) 集団への参加（集団参加状況）	①指示やルールを理解して最初から最後まで参加できる	②興味がある内容であれば部分的に参加できる	③支援があればその場にはいられる	④参加することが難しい		
6	就学時サポート調査	(21) 説明の理解	他者からの説明をおおむね理解し、うなずいて返事をする。	・説明を聞いてうなずいたり返事をするが、その後の行動が伴わない。・同時に2つ以上の行動ができない。・ジェスチャーで補足すると理解が促進する。	理解しているかどうか不明。日常生活でパターン化された特定の行為のみ理解できる。			
		(22) 大声・奇声を出す	右記のような行動はない。	時間帯と場所を選ばず大声・奇声を出すことが月に1回程度ある。	時間帯と場所を選ばず大声・奇声を出すことが週に1回以上もしくは習慣化している。			
		(23) 異食行動	右記のような行動はない。	食べられないもの（石や砂）を口に含むが、飲み込むことはない。	食べられないものを口に含み、飲み込んでしまう。またはそれを防ぐ工夫をしている。			
		(24) 多動・行動停止	右記のような行動はない。	体の一部を常に動かしている行為、または本人の意思とは関係なく次の行動に移ることができる等の頻度が月に1回程度ある。	・絶えず喋ったり、走り回ってしまう。・周囲にあわせた行動ができない頻度が週に1回程度または習慣化している。			
		(25) 不安定な行動	右記のような行動はない。	・特定の物・人へ固執することで安定を図り、それが無くなったり、変更してしまうと不安定になってしまう。または、パニック、突然泣き出すことが月に1回程度ある。	左記のような行動の頻度が週に1回程度または習慣化している。			
		(26) 自傷行為	右記のような行動はない。	・自分の頭を叩いたり、床や壁に打ちついたり、つねる。・傷口を触ったり、ほじったりして治らない。・自分で口に指を入れて嘔吐するような行動がある。	左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。			
		(27) 不適切な行為	右記のような行動はない。	・見知らぬ人に対して過度に親しげな振る舞いをする。・SNSなどで不適切な内容を発信したり、見知らぬ誰かと通信したりする。・自慰行為がある。・不適切な場所で放尿、放尿をする等の行為が月に1回程度ある。	左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。			
		(28) 突発的な行動	右記のような行動はない。	・関心強い物や人（対象が明確でない場合も含む。）を見つけたら、突然気になる方へ走っていき、道路への飛び出し等の行動が月に1回程度ある。	左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。			
		(29) 過食・反すう等	右記のような行動はない。	・過食、拒食（例：異常な量を食べる、環境の変化によって食べられなくなるなど）がある。・嘔吐を繰り返す等の行動が月に1回程度ある。	左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。			
		(30) てんかん	過去にてんかん歴なし	・てんかんの服薬対応までしていないが、経過観察を行っている。	・てんかんの診断がある			
		(31) そううつ状態	右記のような行動はない。	・興味や意欲が感じられない。・自殺企図がある等のうつに関連する行動が月に1回程度ある。・気分の高揚、過度な興奮状態、怒りやすい等のそうに関連する行動が月に1回程度ある。	左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。			
		(32) 反復的行動	右記のような行動はない。	・物や行為にこだわり特定の行為を反復する（例：特定の玩具でしか遊ばない。）・戸の閉開を過度に気にし、閉まっていないとパニックを起こす等の行動が月に1回程度ある。	左記のような行動が常にあるため、常時の見守りや個別対応を必要とする。			

以下、中学生・高校生のみ対象

領域	項目	
コミュニケーション	(33) コミュニケーション（言葉遣い）	①適応する
	(34) コミュニケーション（やり取り）	①やり取り
	(35) コミュニケーション（集団適応力）	①参加

個別サポート加算(1)とは
著しく重度または行動上の課題があるケアニーズの高い児童に対して
支援を行った場合に放課後等デイサービス等の事業所が請求できる単位です。

-----以下、職員確認欄-----

短期入所等にかかる障害児支援区分の判定		☑欄
区分3	(1)、(2)、(3)、(9)のうち、④を3つ以上選択している 又は(10)～(15)、(17)～(20)のうち④の項目が1つ以上	
区分2	(1)、(2)、(3)、(9)のうち、③もしくは④を3つ以上選択している 又は(10)～(15)、(17)～(20)のうち②、③の項目が1つ以上	
区分1	区分3又は区分2に該当せず、(10)～(15)、(17)～(20)のうち②、③、④の項目が1つ以上	

個別サポート加算Ⅰの判定（該当箇所☑）	
(1) 食事、(2) 入浴、(3) 排せつ、 (9) 移動のうち3つ以上が④を選択している場合	
色がついている16項目の合計が13点以上になる	